

燃費基準達成建設機械の認定に関する規定

よくある質問

Q1【申請書類】

申請する際の提出書類を教えてください。

A1

提出書類は下記のとおりです。(◎ 必須書類、△ 申請する機械によって異なる書類)

◎ 燃費基準達成建設機械認定申請書（規程様式一）

- ・ エネルギー消費性能に関する諸元表
 - △ 油圧ショベルの場合（規程様式二の一）
 - △ ブルドーザの場合（規程様式二の二）
 - △ ホイールローダの場合（規程様式二の三）

◎ 申請に係る建設機械の仕様書

◎ 申請に係る建設機械の外観図

◎ 申請に係る建設機械の燃費評価値の算定に係る試験方法による試験結果記録表

なお、試験結果記録表の提出にあたっては、試験実施担当者による内容チェックの上、右上余白に確認の押印をし、右下余白に燃料消費量評価値を記載してから提出して下さい。

- ・ 燃費評価値測定機械の型式、仕様及び装備品一覧

- △ 油圧ショベルの場合（規程別紙一 参考資料1）
- △ ブルドーザの場合（規程別紙一 参考資料2）
- △ ホイールローダの場合（規程別紙一 参考資料3）

◎ 試験結果記録表に誤りがないことの確認を行った試験結果記録表確認書（規程様式三）

◎ 当該型式に属する建設機械のいずれもが燃費基準達成技術基準に適合することの確認方法を証する書面（実施要領第4）

◎ 点検整備方式の周知方法（実施要領第5）

△ 申請に係る建設機械の製作等を業とする者から当該建設機械を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

△ 他者から供給を受けている場合は、建設機械同一証明書（規程様式四）

△ 他者と共同で供給しようとしている場合は、建設機械共同供給証明書（規程様式五）

(つづく)

Q 2 【第五条第 1 項第七号】

第五条第 1 項第七号の「当該型式に属する建設機械のいずれもが燃費基準達成技術基準に適合することの確認方法」については、別添第 4 に「検査の業務組織（担当部署名を含む。）及び実施要領（検査の項目、検査方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規定名を含む。）について記載すること。」と規定されていますが、これは「燃費に限定した」上記内容の書面でよいですか？

A 2

燃費に限定した内容でかまいません。ただし、「いずれもが燃費基準達成技術基準に適合する」と信ずるに足る「均一性(品質管理)」を示すためには、燃費に影響する要素・部品を網羅する必要があります。例えば、油圧ポンプについて申請時と異なる型式が装着されていると燃費が悪化する可能性がありますので、油圧ポンプ等も検査項目に含まれている必要があります。

Q 3 【第五条第 4 項】

第五条第 4 項の「同一の型式に属する建設機械のいずれもが燃費基準達成の技術基準に適合するものとなることを確保することができる」と認める日(型式認定日)」については、申請日より前の日に設定することは可能ですか？また、その場合、認定適用日以降申請日まで製造された機械にも、さかのぼって燃費基準達成の表示を行うことができますか？

A 3

燃費基準達成の表示については、第十四条に規定されているとおり、型式認定を受けた者が認定適用日以降に製造された機械に付することができます。したがって、型式認定を受けた建設機械であれば、申請日や認定通知の日にかかわらず、認定適用日までさかのぼって燃費基準達成の表示を付することができます。

Q 4 【第六条第 2 項】

第六条第 2 項の「検査」は第五条第 1 項第七号に基づく検査の意味と考えますが、この検査項目は、燃料消費量の検査ではなく、当該型式に属する建設機械の均一性を確保する一般的な検査という解釈でよいですか？また、検査記録の保存期限は何年間ですか？

A 4

この「検査」は規程第五条第 1 項第七号に基づき申請された「当該型式に属する建設機械のいずれもが燃費基準達成技術基準に適合することの確認方法」による検査を指します。検査項目は、いずれもが基準に適合することを担保するものとして、申請者が定めるものですが、一般的な完成検査がこれを包含している場合も考えられます。検査記録の保存期限については規定に定められていませんので、申請者の品質管理基準等によることとなりますが、オフロード法の検査記録保存期間である「5年」を目安としてください。

(つづく)

Q 5 【附則第 2 条】

原動機出力 19kW 以上 56kW 未満の建設機械は平成 28 年 10 月より、標準バケット山積容量 0.085m³ 以上 0.25m³ 未満の油圧ショベルは平成 30 年 4 月より認定することとされていますが、これらに該当する建設機械について、認定開始前に申請書を受け付ける日はいつからになりますか。

A 5

平成 28 年 10 月 1 日付けまたは平成 30 年 4 月 1 日付けでの認定を希望される場合は、それぞれ認定開始日の半年程度前に受付期間および申請方法を公表しますので、これに従い申請願います。

Q 6 【様式 3】

様式 3 の品質管理を担当する者の印は、社印でなくて個人の印鑑でよいですか？また、印に代えて品質担当者の署名（サイン）でもよいですか？

A 6

品質管理を担当する者が確認したことを証する印なので、社印でなく個人の印鑑が必要です。また、印に代えて品質担当者の署名（サイン）でもかまいません。

Q 7 【その他】

輸入機の場合について、特に必要な書類はありますか？

A 7

輸入を業とする者が申請を行う場合には、第 5 条第 1 項第八号に規定する購入契約書の写しが必要になります。その際、契約書が日本語で記載されているもの以外のものにあつては、これを翻訳した書面を添付してください。

Q 8 【その他】

燃料消費量の試験については、試験条件・測定方法などが JCMAS の規定を満たしていれば、海外で試験を実施してもよいですか？

A 8

JCMAS H020 等においては地理的な要件が規定されていないので、海外での試験を排除するものではありません。ただし、JCMAS H020 等は「JIS K2204 に規定する 2 号軽油」など JIS 規格を多数引用しているため、海外で試験を実施する場合は、申請者の責任において試験条件等を十分に確認願います。

（おわり）